

Jun.20.2001

川淳一

民法（健康科学部）第三回

課題：親子関係の成立と否定・解消

目標： 法律上の実親子関係はどのような場合に認められるのか、また、どのような方法によって否定されるのかを理解する。 養子関係はどのような場合に認められ、どのような場合に消滅するのかを理解する。

1. 嫡出・非嫡出

1-1. オリジナルテキスト

嫡出子とは、父母の婚姻から出生した子(婚内子)のことであり、非嫡出子とは、婚姻関係にない男女間で出生した子(婚外子)をいう。非嫡出子は、母の氏を称し母の親権に服するが、認知があると、子は家庭裁判所の許可を得て父の氏を称することができ、また父母の協議により父を親権者とすることもできる。

(11-66-5)

2. 嫡出推定

2-1. オリジナルテキスト

妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定する（民法772条1項）。この推定をくつがえすために嫡出否認の訴（民法777条）を夫だけが提起できる。ただし、この訴は、子の出生を知った日から1年以内に提起しなければならない。

2-2. オリジナルテキスト

推定の及ばない子または推定されない嫡出子に対しては、誰からでもいつであっても親子関係不存在確認の訴が提起できる。

2-2-1. 推定の及ばない子：

：たとえば、夫が海外に数年間勤務して帰国してみたら、妻が子を分娩していたような場合には、形のうえでは民法772条によって夫の子と推定されるはずだが、客観的に父子関係が成立しないことが明白である。このような場合の子を推定の及ばない子と称する。

2-2-2. 推定されない嫡出子

：772条2項の要件を満たさないまま婚姻中出生した子は、常に嫡出子として扱い、戸籍上も嫡出子扱いされる。しかし、772条2項の要件を満たす子と比較して、夫の子でない可能性は大きいから、父子関係の否定は一年の期間制限がある嫡出否認の訴えではなく、父子関係不存在確認の訴えによる。

3. 認知

3-1. オリジナルテキスト

父は戸籍上の届出または遺言によって子の認知ができる（民法779条）。父が認知

をしない場合は子の側から認知の訴を父に起こすことができ、父の死亡後も父の死亡が客観的に明らかになったときから3年以内であれば検察官を相手に死後認知の訴を提起することが認められている。認知があると、非嫡出父子関係は、子の出生時にさかのぼり、認知は取り消すことができない。また、認知をするには、父または母が未成年者または成年被後見人であるときでも、その法定代理人の同意を要しない。

(6-128-4、8-127、10-123-4、12-66-A)

3-1-1.母の認知

：民法779条は、父だけでなく母の認知も必要だと定めているが、母子関係は子の出生という事実によって客観的に明白であるから、判例は原則として母の認知は不要としている。但し、いわゆる棄児の場合には、学説は母の認知を必要と解している。

4.養子

4-1.オリジナルテキスト

養子縁組は、養親が成年者であり（民法792条）、養子が養親の尊属または年長者でないこと（民法793条）、夫婦が未成年者を養子とするには原則として夫婦が共同しなければならないこと（民法796条）、夫婦の一方が単独で養子となり、あるいは単独で成年者を養子とするには他方配偶者の同意を必要とすること（民法796条）、養子となる者が15歳未満であるときは法定代理人が代わって縁組の承諾をし（代諾縁組）（民法797条1項）、もし法定代理人以外に父母である監護者がいるときはその同意を得ることなどを要件とする（民法797条2項）。

(6-127-2.5、10-123-2.)

4-2.オリジナルテキスト

養子縁組で家庭裁判所の許可を要するのは、自己または配偶者の直系卑属以外の未成年者を養子とするとときと、後見人が被後見人を養子とするときである（民法798条）。

(6-127-2.5、10-123-2)

4-3.オリジナルテキスト

養子は、養親の氏を称するが、配偶者のある者が養子となり、しかもその者が婚姻の際に氏を改めた者である場合には、婚姻中は夫婦の氏を称する（民法810条）。

(11-66-4)

4-4.オリジナルテキスト

特別養子は、恵まれない乳幼児に家庭を与えることを目的としている。養子となる者は、原則として6歳未満であるが、6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は8歳未満でよい（民法817条の2以下）。(6-123-7)

5 . まとめのための応用問題

5-1. 課題 : 皆さんがアパートを借りる契約を締結しようとする場合、どの法律とどの法律をどのような順番で読んでいくが必要になりますか。考えてみてください。

130 .

131 . 133 .